

学校において予防すべき感染症について

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められている。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した生徒は登校できない。(出席停止により休んだ期間は、欠席扱いにならない。)

1. 対象となる感染症の種類と停止期間は、次ページに示すとおりである。
 2. 感染症の診断を受けたら、以下のとおり手続きをとること。
 - (1)すぐに学校(学級担任)へ連絡する。
 - (2)医師から登校の許可がでたら、学校指定の登校許可証に記入してもらう。登校許可証は最終頁、又はホームページ(●)からダウンロードできる。
 - (3)登校した時は、まず保健室にて『登校許可証』を提出し、学級担任への連絡カードを養護教諭から受け取ってから HR に行く。
- ※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については、医師に記載をお願いする登校許可証ではなく、保護者が記載する治癒報告書を提出する。

[学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準]

分類	病名	出席停止の基準	
第1種	【注】	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核	症状により、学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により、学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第3種	コレラ	病状により、学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	細菌性赤痢	病状により、学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157など)	有症状者は医師により感染の恐れがないと認められるまで 無症状病原体保有者は出席停止不要	
	腸チフス	病状により、学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	パラチフス	病状により、学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	流行性角結膜炎	病状により、学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	急性出血性結膜炎	病状により、学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	その 他 の 感 染 症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常後登校可能
			B型・C型：出席停止不要
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
		伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
		アタマジラミ	出席可能(タオル・櫛・プランの共用は避ける)
		伝染性軟属腫(水いぼ)	出席可能(多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける)
伝染性膿痂症(とびひ)	出席可能(プール、入浴は避ける)		

【注】第1種学校感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、中東呼吸器症候群(MARS)、特定鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など